**資料1**

# 議題1　行政手続きのオンライン化に係る条例の整備等について（豊橋市提出）

| 市名 | 回答<br>（1）具体的な対応内容、今後の予定や考え |
|---|---|
| 名古屋市 | 本市はオンライン化条例を整備していないため、令和4年1月の施行を目指して現在オンライン化条例整備に向けた検討を進めている。 |
| 豊橋市 | 議題のとおり、関連条例を見直す必要があると考えていますが、今後の方針等については未定です。行政手続きのオンライン化を進めるにあたっては、県内自治体で足並みをそろえて進めていくことが、地域住民への行政サービスの向上につながるものと考えられることから、例えば、県より根拠条例等の整備に向けた方針を示すなど、各市町村を先導していただくことが望ましいと考えております。 |
| 岡崎市 | 平成19年１月24日に岡崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を施行した。<br>現在のところ今後の予定は、特にありません。 |
| 一宮市 | 行政手続きのオンライン化推進に向け「一宮市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」の改正を検討している。 |
| 瀬戸市 | 対応不要と考えている。 |
| 半田市 | 今年度中にDX推進計画を取りまとめる予定であり、根拠条例の見直しを含め内容の検討を行っている。 |
| 春日井市 | 春日井市においても平成17年度に「春日井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「春日井市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を制定し、行政手続きのオンライン化を進めてきたが、同規則によりオンライン可能な行政手続きが限定されている。<br>　今後、一層の行政手続きのオンライン化を進めるため、原則全ての行政手続きでオンライン可能となるように、関係部門と調整を行う必要があると考えている。 |
| 豊川市 | 　平成１７年度に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び規則を制定しておりますが、DX推進のための改定対応はしておりません。<br>　今後、他市の状況も参考に検討を続けて行きたいと考えています。 |
| 津島市 | 根拠条例等の制定や改訂の予定については、現状未定です。 |
| 碧南市 | 各市の状況に応じて検討していきます。 |
| 刈谷市 | デジタル手続法改正時に、規則については、引用する法律の題名及び条項の改正など必要最小限の整備を行いました。<br>他市の条例改正の状況や、本市のオンライン化の推進状況に合わせて条例の整備を行いたいと考えています。 |
| 豊田市 | 豊田市も平成18年3月に「豊田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「豊田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を制定したが、見直しの予定はない。 |
| 安城市 | 現状では条例等の制定や改定は検討していませんが、他自治体様の動向を見ながら必要に応じて対応していきたいと考えています。<br>特にオンライン申請での決済時に係る手数料に関しては、明確な定めがないため今後の課題だと認識しています。 |
| 西尾市 | 本市でも当該条例を整備しておりますが、内容の見直しにつきましては、未対応となっております。行政手続きのオンライン化を推進していきたいため、他市町村の予定や考えについて、参考にさせていただきたいです。 |

## 議題１　行政手続きのオンライン化に係る条例の整備等について（豊橋市提出）

| 市名 | 回答<br>（１）具体的な対応内容、今後の予定や考え |
|---|---|
| 蒲　郡　市 | 本年度実施予定の行政手続調査(庁内)にて課題整理を行い、必要な条例整備等を検討していきます。 |
| 犬　山　市 | 「犬山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「犬山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を平成17年度策定。<br>条例等の制定や改定については未対応。対応については、各市町の状況を確認しながら検討予定。 |
| 常　滑　市 | 未対応。今後も未定。 |
| 江　南　市 | 現状では、根拠条例等の整理、見直しはできておりません。今後、近隣自治体の対応状況や、本問の他自治体の回答等を踏まえ、当市の対応の参考にしたいと考えております。 |
| 小　牧　市 | 当市では「小牧市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「小牧市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を制定しています。<br>他の条例及び規則にて申請・処分を定めている行政手続きのオンライン化については、上記規則の別表に追加することで対応しています。<br>ただし、教育委員会やその他機関の行政手続きのオンライン化については、市長部局とは別の条例・規則を定める必要があるのではとの疑義が生じたため、例規担当課において対応を検討しています。 |
| 稲　沢　市 | 未対応ですが、規則については愛知県内他団体と比較して、記載事項の漏れがあるため、見直しを検討している。 |
| 新　城　市 | 当市でも平成17年度に制定された『情報通信の技術の利用に関する条例』を制定しており、今後行政手続きのオンライン化対応のため条例や規則の確認や改正を実施したいと考えております。 |
| 東　海　市 | 本市では、自治体DX推進計画（R2.12.25）で掲げられているように、2022年度末までに行政手続きのオンライン化の環境整備ができるよう、条例改正の必要性も含めて、情報収集に努めているところである。（根拠規定となる法律の名称のみ整備済み・R2.3.31） |
| 大　府　市 | 条例等の制定は予定していません |
| 知　多　市 | 【対応】<br>知多市長が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正<br>【改正内容】<br>電子申請ができる手続等を規則の別表で列挙していたが、今後、電子申請等の対象事務の拡大が見込まれることから、円滑に順次電子申請への対応ができるように、別表を削除し関連条項を整理した。 |

## 議題１　行政手続きのオンライン化に係る条例の整備等について（豊橋市提出）

| 市名 | 回答<br>（１）具体的な対応内容、今後の予定や考え |
|---|---|
| 知　立　市 | ① 愛知県の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」が現時点で改正されていないこと<br>② 当市の「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」中に県の条例・規則を引用している条文があり、県の条例改正によって当市条例の改正内容が変動する可能性があること<br>③ 2021年5月6日に開催された2021年度第1回愛知県ＤＸ推進本部本部員会議にて、「行政手続のオンライン化に係る方針」が決定され、今後県から市区町村に対して何かしらのアクションが出てくる可能性があること<br><br>以上の事由により、当市の条例・規則改正を実施するには時期尚早と考えられるため、現時点では県の動向を注視し、近隣市町村とも情報共有しながら改正時期を見計らっている状態です。<br><br>参考：https://www.pref.aichi.jp/soshiki/joho/onlinehoushin.html |
| 尾張旭市 | 平成１８年に尾張旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び規則を制定したが、特段の見直しは現在図られていない。<br>今後は国の動向を注視しながら対応を検討する。 |
| 高　浜　市 | 条例の見直しについては検討中です。 |
| 岩　倉　市 | 現段階では条例等を改正する予定はないが、必要に応じて適宜対応したいと考えている。 |
| 豊　明　市 | 豊明市においても平成17年度に「豊明市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「豊明市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を制定しておりますが、改正等は行っておりません。<br><br>行政手続オンライン化法の改正を踏まえ改正を実施していく必要があると考えておりますが、今のところ具体的な検討にいたっていませんので、この議題の回答を参考にさせていただきたいと思います。 |
| 日　進　市 | 今後の予定として、先行している自治体の事例を参考にしながら、条例改正に向けて調査を実施します。 |
| 田　原　市 | 今年度中にオンライン化に向けた行政手続の洗い出しを行い、必要があれば関連例規の整備を行う予定。 |
| 愛　西　市 | 行政手続きのオンライン化に関する条例及び規則については、制定の予定は現状ありません。 |
| 清　須　市 | 平成17年度に「清須市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」及び「清須市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定したが、現在見直す予定はない。 |
| 北名古屋市 | 北名古屋市では、現状条例等の改定（見直し）は実施していません。行政手続きのオンライン化については、システム導入のコストや申請データの正確性など、現状の申請と比較して調査・研究を進めています。<br>今後は、オンライン化による費用対効果を検証しながら対応を検討していきたいと考えています。 |
| 弥　富　市 | 未定 |
| みよし市 | どこまでの行政手続きをオンライン化するか、どのような仕組みで行うかを現在検討中であり、その中で国の動向や県の動向を見ながら例規の整備を合わせて行う予定としています。 |

## 議題１　行政手続きのオンライン化に係る条例の整備等について（豊橋市提出）

| 市名 | 回答<br>（１）具体的な対応内容、今後の予定や考え |
|---|---|
| あ　ま　市 | あま市誕生時（平成22年3月22日）に「あま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」及び「あま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則」を定めていますが、その後見直しは行っていません。<br>手続きの追加もなく、新庁舎移転を控えており、既存のシステムの運用も十分に行えていない状況の中で、手続きの追加や条例の整理については全く手つかずの状況です。 |
| 長 久 手 市 | 現時点では、未対応。<br>今後他市町の事例研究を行います。 |